

■地域主体による生活交通確保の取り組みについて〈南区柏原〉

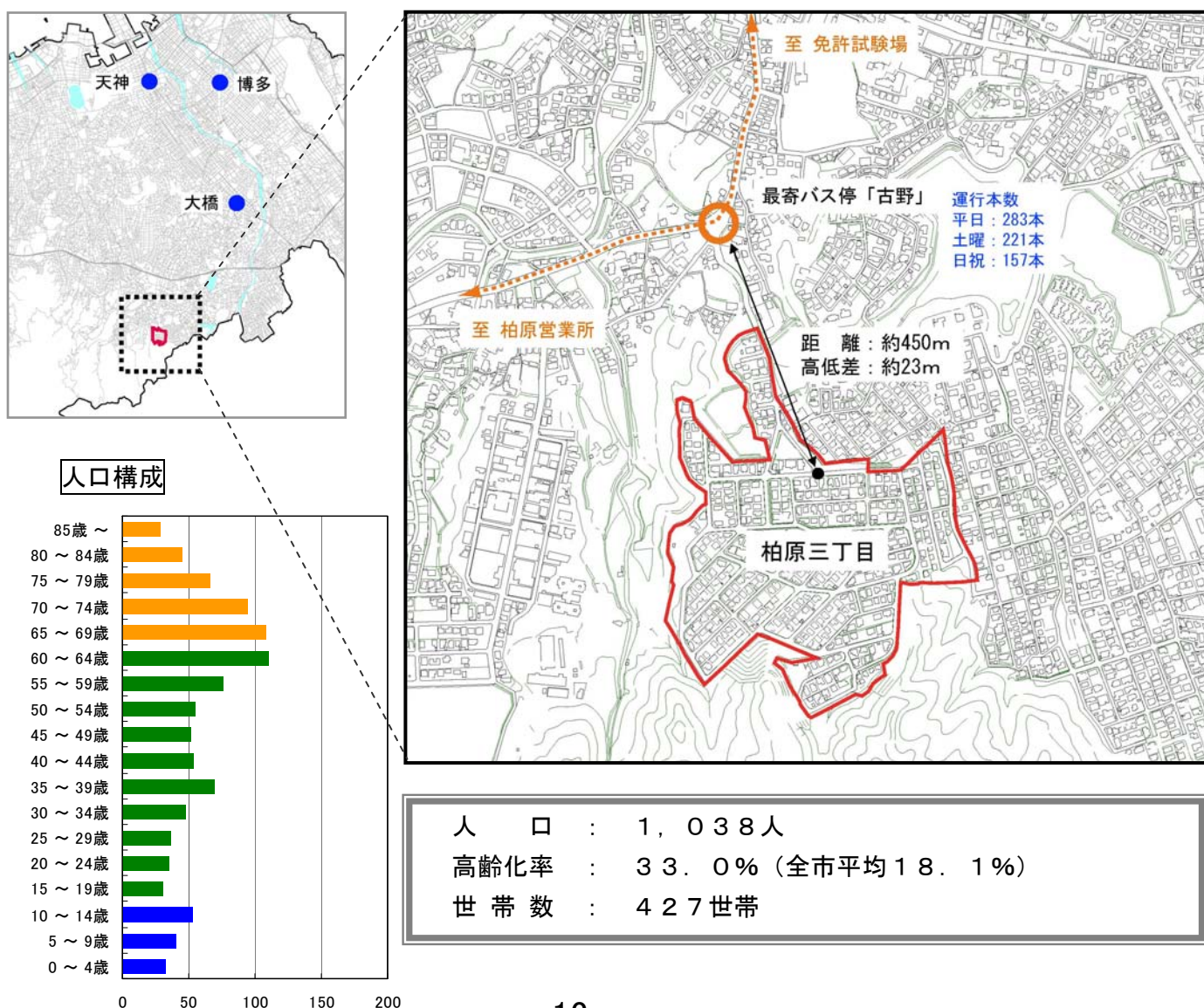
【主旨】

南区柏原三丁目地区は、最寄りのバス停から約600m離れた丘陵地であり、公共交通不便地に該当している。住宅地が形成されてから約40年が経過し、高齢化が進展している地域であり、平成19年から地域住民よりバス乗り入れの陳情・相談が寄せられていた。

これを受け、本市では西鉄との現地立会、南区役所による道路改良工事等を実施してきたが、路線バスの乗り入れには至っていない。地域の取り組み機運の高まりを受け、本市では新たな施策として、地域での活動を行う協議会の立ち上げや今後の進め方についてアドバイスを行うとともに、要綱に基づき、運行内容の検討に係る補助金の交付決定を行った。

現在、柏原校区自治協議会が主体となり、交通需要を見極めるための住民アンケートを行うなど、地域の実情に応じた生活交通の検討に取り組んでいる。

○柏原三丁目地区の状況（人口データは平成24年9月末時点_住民基本台帳による）



○取組の状況

アンケートの実施

地域住民によるアンケートが実施されており、地域の実情や交通需要について調査・分析がなされている。(回答数453票、回収率59.4%)

他都市の事例調査

生活交通確保に取り組んでいる他都市の事例を調査するため、平成25年1月29日に、柏原校区住民による北九州市大蔵地区の事例視察が実施された。同地区は、柏原三丁目と同じく丘陵地に位置し、現在、地元のタクシー会社による運行が行われている。(参考資料3)

検討委員会における協議

活動主体である自治協議会内に地域住民によって検討委員会が組織され、継続的な協議・検討が行われている。生活交通の確保に向け、以下の項目について検討がなされている。

※

①路線バスの柏原三丁目までの乗り入れを要望

課題：交通事業者の採算性の問題がある。また道路環境について再度の確認が必要である。

②タクシー事業者と連携した生活交通の運行

課題：採算性を確保する上での困難が予想されており、地域のニーズに合致しつつ収支の合う運行形態を模索する必要があるため、研究項目として取り組んでいる。

③住民ボランティアによる自主運行バス

課題：ガソリン代などの実費をいかにして賄うか、ボランティアの確保、事故の際の対応等に課題がある。車両については自治協議会所有車(青パト)の利用を検討中。

※道路運送法第4条に基づく事業